

練馬区地域福祉計画～みんなで作る誰もが安心して暮らせるまちプラン～（素案）の概要

1 基本理念・基本方針・計画期間

「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」の基本理念のもと、「共感」「協働」「安心」を施策の基本方針とし、地域福祉の実現に向けて取組を進めます。
計画期間：令和7(2025)年度～令和10(2028)年度

2 計画全体のイメージ

第1章 計画の基本的な考え方～策定の目的、位置づけ、基本理念と基本方針、計画期間～

計画の位置づけ

- 「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画
- 社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」
- 練馬区福祉のまちづくり推進条例第7条に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」
- 成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」
- 社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」
⇒複雑化・複合化した課題を抱える世帯へ必要な支援を適切かつ効果的に提供できる体制を作り、分野横断的・一体的に取り組む
- 再犯防止推進法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」
⇒犯罪をした者の円滑な社会復帰を後押しし、安全安心に暮らせる地域社会をつくる。

第2章 計画策定の背景 ～国の動向、区の現況、区民ニーズ調査等結果～

第3章 5つの施策の柱と目標

施策の柱1 区民との協働と地域の支え合いを推進する

目標 区民の自発的な活動や区民同士のつながりが、更に活発なものとなるよう協働の取組を推進する。

施策の柱2 誰もが安心して生活できる環境を整える

目標 様々な悩みや課題を抱える世帯に対応するため、関係機関が連携して誰もが安心して生活できる環境を整える。

施策の柱3 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する（練馬区再犯防止推進計画）

目標 犯罪防止の取組に加え、犯罪や非行をした人が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう支援し、犯罪や非行の繰り返しを防止する。

施策の柱4 ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める（練馬区福祉のまちづくり推進計画）

目標 ハード面のバリアフリーを進めるとともに、高齢者、障害のある方、外国人など、多様な人への理解を深め、すべての人が安心して暮らし、社会参加できるような取組を広げる。

施策の柱5 権利擁護が必要な方への支援を充実する（練馬区成年後見制度利用促進基本計画）

目標 認知症や障害のある方など、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護に関する制度や事業を利用しやすい環境を整える。

第4章 練馬区の重層的支援体制の整備について（練馬区重層的支援体制整備事業実施計画）

第5章 計画の推進のために ～ 推進体制、進捗管理 ～

資料編 推進委員会設置要綱、委員名簿、策定経過、パブリックコメント、用語解説

3 施策ごとの主な取組 ※ 重 練馬区重層的支援体制整備事業実施計画に位置づけた取組を含む事業

施策の柱1 区民との協働と地域の支え合いを推進する

取組項目1 地域の福祉力を支える担い手を応援する

・町会・自治会の相談体制の強化

取組項目2 区民との協働で地域・社会とのつながりを支援する

・街かどケアカフェの充実 重 ・子ども食堂実施団体への支援 ・地域福祉コーディネーターによる社会資源のコーディネート 重 ・あすはステーション（居場所）の増設 重

取組項目3 区民の地域課題を解決する力を引き出す

・ねりま協働ラボの実施

施策の柱2 誰もが安心して生活できる環境を整える

取組項目1 一人ひとりの特性に応じた支援を推進する

・アウトリーチ型の支援体制の強化 重 ・生活困窮者への支援体制の強化

取組項目2 質の高い福祉サービスを安定的に提供する

・福祉人材の確保・育成・定着

取組項目3 災害時の要支援者対策を推進する

・個別避難計画の作成 ・福祉避難所への直接避難の検討、試行実施、拡大検討

施策の柱3 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する（練馬区再犯防止推進計画）

取組項目1 更生保護活動の担い手を支援する

・保護司などへの活動支援

取組項目2 一人ひとりの状況に応じて支援する

・就労支援の充実【再掲】 ・住まい確保支援の充実【再掲】

取組項目3 再犯を防止する環境を整える

・再犯防止に関する取組への理解促進 ・地域と連携した防犯活動の推進

施策の柱4 ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める（練馬区福祉のまちづくり推進計画）

取組項目1 誰もが安心・快適に利用できる施設を増やす

・小竹向原駅の2ルート目のエレベーター整備を促進
・区内各駅へのホームドア整備に向けた連携・補助
・駅と公共施設を結ぶ経路について新たな誘導方法などの検討、ルートの追加指定の検討

取組項目2 誰もが社会参加しやすいまちをつくる

・ユニバーサルデザインについて継続的に学ぶ講座や小中学校でのユニバーサルデザイン体験教室の充実

取組項目3 誰にでも伝わる・誰もが使える情報を充実させる

・障害のある方や外国人などへの情報保障の推進 ・電子図書館の実現に向けた取組の推進
・高齢者、障害のある方等のデジタル利活用支援

施策の柱5 権利擁護が必要な方への支援を充実する（練馬区成年後見制度利用促進基本計画）

取組項目1 成年後見制度の利用を支援する

・関係者によるネットワークの強化 ・成年後見制度の申立費用の助成、後見人などへの報酬費用助成

取組項目2 法人後見や市民後見人等の活用を推進する

・社会福祉協議会による法人後見の実施、法人後見実施団体への支援
・市民後見人養成研修の実施、親族後見人の支援

取組項目3 権利擁護に関する支援事業を充実する

・日常的な金銭管理などの支援 ・将来の不安に備えた支援の実施